

表9 報酬比例部分・定額部分の比重変更と厚生年金の再分配効果
(不完結効果処理した場合)

| | | | |
|------------------|--------|----------|---------|
| 報酬比例部分の給付乗率(%) | 5/1000 | 7.5/1000 | 10/1000 |
| 基礎年金(1人当り年額, 万円) | 94.6 | 78.0 | 61.4 |
| 不平等縮小効果(%) | | | |
| 割引率 2% | 13.18 | 10.88 | 8.56 |
| 割引率 3% | 10.00 | 8.23 | 6.44 |
| 割引率 4% | 7.52 | 6.17 | 4.81 |

(注)基礎年金の値は、割引率の想定とは無関係に決まる。

厚生科学研究費補助金政策科学推進研究事業
「社会保障の改革動向に関する国際共同研究」
共同研究3：「所得分配に関する国際比較研究」

所得税と社会保険料の負担の実態
—1998年度「国民生活基礎調査」(所得・貯蓄票)を使った分析—

田近栄治*
古谷泉生
一橋大学大学院・経済学研究科

2002年3月31日

1. 問題の所在

日本の個人所得税（以下、所得税）についてさまざまな議論がなされている。所得税は多くの個人にとってもっとも身近な税であり、もしそれが人々に働きがいなくしているのであれば、改革を急がねばならない。そこで、これまでなされている議論をみると、次のようであると思われる。「所得税は、薄く広くかけるべきである」、「課税最低限を引き下げるべきである」、「最高限界税率を引き下げるべきである」などである。

議論には幅がある。経済の活性化に焦点を当てたいのであれば、限界税率をさらに引下げ、税による個人の労働供給への歪みを正すべきである。しかし、これが減税先行に響きすぎるのであれば、課税対象となる所得（以下、課税所得）を広げて、薄く広く税をかけるべきであるという主張になる。

また、所得税と労働供給に関しても、議論は一樣ではない。税率を変えたからと言って、労働供給が変わるわけではないという見方もある。税率と労働供給の問題は、最高税率の

・ 連絡先 〒186-8601 国立市中 一橋大学経済学研究科
Email: tajika@econ.hit-u.ac.jp

ところだけではなく、専業主婦のパート労働と税や社会保険料負担の問題など、むしろ、所得の低いところで起きているという指摘である。しかし、高所得階層において高い限界税率は、労働供給以外にも、さまざまな租税回避行動を誘発することによって、人々の行動を歪めていると思われる。その結果、高い限界税率は、税収とは結びつかず、表向きの公平性のために、その旗印を下ろすことができないのかもしれない。

このようにわが国の所得税の議論や見方には幅がある。しかし、多くの人々が日本の所得税は、どこかおかしいと感じていることは確かである。それはいったい何なのであろうか。この問へのわれわれの答えは以下のようなものである。

所得税の負担を公平にするには、低所得層から薄く、高所得層からより多く税をとるべきである。いわゆる累進性の議論である。これは、人々の働く気を大きく阻害しない限り、所得税が備えなければならない属性であろう。日本ではこれを、所得からの控除を大きくすることによって実現しようとしている。その結果課税所得を小さくして、税を払わないですむようにしている。財務省は、給与所得者が税金を払い始める、いわゆる課税最低限の額を毎年計算している。社会保険料の計算など概算部分もあるが、その結果によると、2000年度および2001年度では、独身者と夫婦二人（配偶者の一人は無業であるとする）の世帯の課税最低限は、それぞれ、114万円と384万円である。給与所得者の平均給与は400万円程度であるから、夫婦二人では、ほぼ非課税となる。さらに、妻が無業の場合には、パートからの所得はほぼ103万円までは非課税なので、500万円に使い収入があっても非課税世帯となっている。

こうして多くの世帯が税金を払っていない。その結果、負担は一部の「高額所得者」に偏ることになる。また、所得税からの税収を確保するためには、こうした高額所得者から税を取らねばならず、税率はどうしても下げることはできない。所得の増加以上に税負担が増える、超過累進税を避けることはできない。

所得税の最高税率は、1989年の抜本改革において、それまでの60%から50%へと引き下げられた。その後、1996年度の改正によって、最高税率の適用される（課税）所得は、2000万円から3000万円に上げられたが、住民税の負担をあわせると、最高税率は65%に達していた。最高税率は、1996年度に見直しがなされ、所得税は37%、住民税は13%となった。その結果、現在最高限界税率は、所得税と住民税を合わせて、50%となっている。

税率をもう少し低くしてみることにする。課税所得が900万円を超えると所得税率は30%、1800万円を超えると超過部分には37%の税率が適用される。世帯のタイプによるが、控除額を200万円程度とすれば、1100万円を超える給与所得には、所得税が30%、2000万円、37%となる。それに、13%の地方税負担が加わる。小さくない税率であるとわれわれは考える。

年金、医療・介護保険、および失業保険などの公的な保険を考えると、負担はさらに増加する。厚生年金保険料がほぼ18%、そのほかにほぼ10%を超える保険料が加わることを考えると、その半分がいわゆる本人負担であるとしても、社会保険料だけでも、15%はかか

る。しかも、これは賃金全体に対する比例税率となっている。もちろん、社会保険料には上限となる所得があるが、1000万円くらいまでの所得へは、ほぼ比例的にかかっている。

このように、日本の所得税には大きな問題がある。負担の公平を課税所得を縮小することで達成しようとしたあまり、控除が控除をよぶ結果となった。配偶者控除には、配偶者特別控除が加えられ、扶養者控除には、16歳以上23歳未満を対象とした特定扶養親族への追加的な控除がなされ、年金生活者にも控除額の増額がなされている。

その結果、負担は一部の所得階層にしわ寄せされている。国や地方自体のサービスが毎日の生活に直結し、その質がよほどよくなければ、税に満足している人はいないであろう。したがって、税への不満はどこでも、いつもである。しかし、日本における税負担の問題は、給与所得者のなかでも負担が、800万円程度を超えるといちじるしく増えることである。しかも、本当の高額所得者は、給与所得を事業所得やその他の非課税給付にすることによって、税負担を軽減しているであろう。

これが日本の税負担に関するわれわれの考え方である。本稿では、ここで述べた日本の所得税の特徴と問題を「国民生活基礎調査」を使って明らかにする。所得税に関しては、「税務統計から見た民間給与の実態」や「税務統計から見た申告所得の実態」が、国税庁から公表されている。これらの資料で扱われている所得階層についての税の検討であれば、この資料でかなりの分析ができる。また、控除などのデータもある。しかし、税と社会保障を一体としてみたり、所得階層を自由に分類しなおすには「国民生活基礎調査」が、威力を発揮する。また、この論文では、雇用者と事業者（以下、自営業者）の比較しか行っていないが、さまざまなタイプの世帯の税と社会保険料の負担を分析するには、個票である「国民生活基礎調査」によるしかない。

以下では、まず、「国民生活基礎調査」による税収などの推計額と税務統計に記された額との整合性を示す。第2に税負担の実態を、雇用者と自営業者に分けて示す。第3に、控除の実態を検討する。所得階層別にみて課税所得がもとなる所得からどの程度浸食されたかを示す。最後に、こうした控除がカットされた場合に、税収がどの程度増えるかを示す。

2. 「国民生活基礎調査」による推計と税務統計の比較

個人の税と社会保険の負担を調べるためにまず、1998年度の「国民生活基礎調査」の「所得・貯蓄票」を個人単位に編集しなおした。それに基づいて所得、所得税、住民税および社会保険料に関する集計をした結果が、表1である。

何らかの源泉から所得をあげている人の数は、54642人である。そのなかで、所得税と住民税を払っている人数は、それぞれ、29083人および32247人である。社会保険料を払っている人の数は、税を払っている数より多く、36417人である。所得の平均は、367万円、所得税、住民税および社会保険料の平均額は、それぞれ、29.6万円、16.3万円、37.1万円である。これは、1997年度に払った額である。

その他、表1 (B) によると、所得税平均負担率は4.3%、住民税合わせた負担率は6.9%、さらに社会保険料を含めると負担率は、13.7%であり、かなりの負担となる。こうして、個票を通じて推計された税負担額を税務統計の額と比較したものが、表1 (C) に示されている。

「国民生活基礎調査」の「所得・貯蓄票」から計算した所得税と住民税額を、人口にしたがって全国民を対象にした場合に増大させた。すなわち、日本の総人口をほぼ1億2000万人として、サンプル数54642から得られた結果を、 $120000/54.642=2196$ 倍した。その結果、所得税の全国推計額は、18.96兆円、住民税のそれは、11.60兆円となる。一方、税務統計によると、1997年度の所得税と住民税の増額は、それぞれ19.18兆円および9.97兆円である。それぞれの統計の税目の範囲が異なることなどから、さらに注意を払わなければならないが、「国民生活基礎調査」の「所得・貯蓄票」は日本全体をかなり反映したものと見えるであろう。

3. 税と社会保険料の負担の実態

3.1 所得階層別に見た税と社会保険料の負担率

所得階層別に税と社会保険料の平均および限界負担率を求めた。推計は、雇用者と自営業者にわけて行った。結果は、それぞれ、表2と表3に示した。ここで雇用者は、雇用所得はあるが、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得および公的年金・恩給がすべてゼロの個人であり、自営業者は、事業者得はあるが、雇用者所得、農耕・畜産所得、家内労働所得および公的年金・恩給がすべてゼロの個人である。雇用所得や事業所得が最大の所得項目である個人をそれぞれ雇用者、自営業者とすることも考えられるが、ここでは、より厳格に雇用者と自営業者を定義した。それぞれ、31285人および3458人である。

表2にしたがって、雇用者の税と社会保険料の負担率を見る。表は5分位、10分位および20分位で所得階級を区分している。雇用者の平均所得は、431万円であり、所得税、所得税と地方税の合計、さらに社会保険料を加えた平均負担率は、それぞれ、6.9%、10.1%および18.5%である。5分位、10分位、20分位にしたがって負担の増大の仕方を見ると、所得階級があがると負担率が飛躍的に増大することがわかる。20分位でみると、第18階層あたりで負担は大きく増大している。限界負担率は、階層間の所得増加に対する負担の増加の割合であるが、第18分位で所得税の限界負担率が跳ね上がっている。この階層の平均所得は、790万円で、この論文のはじめに指摘したように、わが国の所得税の負担がこのレベルの所得以上に偏っていることがわかる。

自営業者についての結果は、表3に示されている。平均所得は、雇用者より少なく、332万円であり、所得税、所得税に住民税を加えた負担、およびさらに社会保険料を加えた負担の各平均負担率は、11.8%、15.2%および22.1%である。雇用者と比べて平均所得が低いのに、負担率が高いのは、主として所得税の負担の違いによっている。控除に関するデータがないので、この違いがどこから来るのかは明らかではないが、われわれの定義で

は、自営業者は給与所得を有していない者としていることによっていると思われる。すなわち、自営業者の所得である事業所得からはすでに事業に関わる費用は控除されているが、給与所得はないので、給与所得控除によって所得をさらに小さくすることはできない。その結果、雇用者と比べて、給与所得控除がない分、所得税の負担は大きくなったと思われる。なお、雇用者と自営業者の所得階層別に見た、控除の実態については、第4節で検討する。

負担率は、雇用者の場合と同様に所得階層が上がると著しく増大する。20分位の結果である表3(C)を見ると、所得税の負担率は第19階層で大きく増大する。この階層の社会保険料の負担が軽減するのは、サンプル数が少ないことによると思われる。このように少ないサンプルの推計結果なので結果の解釈には注意深くなくてはならないが、第19階層の平均所得は、765万円であり、雇用者とほぼ同様なことが起きている。なお、すでに言及はしたが、雇用者所得は賃金であり、これはほぼ全額受取った額である。これに対して、自営業者の所得である事業所得は、収入から費用を控除した結果であり、この二つを単純に同一視することはできない。いわゆる、所得申告額の信憑性(所得の補足)の問題がここには潜んでいる。したがって、以上の議論は、自営業者の申告所得を「正しい所得」とした場合である。

3.2 所得階層別に見た税と社会保険料の負担の累進性

所得階層別に見た税と社会保険料の負担率から明らかのように、負担はかなり高い所得階層のところで増大する。その結果、負担の累進性も高まる。ここでは、累進性に関して適当な指標を用いることによってこのことを示す。すなわち、所得階層別に所得のシェアと、税・社会保障の負担のシェアを求め、税負担のシェアの所得シェアに対する割合を持って、累進度とする。

5分位所得階層をとる。この場合、もし所得分配が完全に公平であれば、各分位の所得割合は、20%である。しかし、現実には所得はある分布をしているので、低い所得階層の所得割合は、20%を下回り、一方高い方では、20%を超える。同様に、税負担も所得階層によって異なる。高い所得の人々がより大きな負担をしているのであれば、その階層の税負担割合は、20%を超える。そこで、仮に、一番下と上の所得階層の所得割合が、それぞれ4%と40%とする。一方、この二つの階層の税負担割合が、1%と60%であると、それぞれの累進度は、 $0.25(=1/4)$ 、および $1.25(=60/40)$ となる。すなわち、所得比例を超えて負担した程度を負担の累進性と考えることにする。

表4は、所得階層を5分位として、雇用者の負担の累進性を示している。所得税の累進度が1を超えるのは、もっとも所得の高い第5階層だけであり、しかもその累進性はきわめて高い。これは、所得階層5分位について所得税の負担率を示した表2(A)の結果である。累進性は、地方住民税を加えてもほとんど変わらない。社会保険料は、賃金に比例的に課されるので、社会保険料の負担を含めると累進性は低くなる。しかし、累進性が第5階層で大きく高まることは変わらない。

表5と表6は、雇用者の負担を10分位と20分位の所得階層について示したものである。結果は、5分位の場合と同じであるが、所得税の累進度が1を超えるのは、10分位では、第10分位、20分位の場合には、第18分位であり、ほぼ800万円から累進度が大きく増える。

このように、雇用者という、同質の所得を得ているグループをとっても負担は、一部の階層に偏っている。それが累進性というものだというのは安易すぎる。10分位の最高所得階層であっても、平均所得は1157万円である。所得税のしわ寄せを一手に引き受けてよい所得レベルとは思われない。20分位にしても最高所得階層の平均所得は、1400万円程度である。

高い所得の人は大きな負担をするべきだ。実際、雇用者だけをとってもそうになっている。しかし、この見かけの公平性の結果、人々は1500万円を超えて給与所得を得ることをできるだけ避けようとしているのではないか。すでに所得を事業所得などで受取ることのできる人々はそうしてしまっているであろう。そして、家族従業員に所得を分散させるなどさまざまな節税対策を行っていると思われる。とすれば、この見かけの公平性の結果、逃げ場のないサラリーマンの一部が所得税のほとんどの負担をしているのではないだろうか。給与所得者の負担の累進性を示した表4~表6は、こうした課税の実態をうかがわせるものである。

表7は、5分位の所得階層について、自営業者の負担の累進性を示したものである。結果は雇用者の場合とほぼ同様であるが、雇用者と比べて所得分配が高所得層に厚くなってこことによって、最高所得である第5分位の累進性が雇用者よりわずかであるが大きくなっている。自営業者の場合には、所得の申告（したがって捕捉）に問題あることを指摘した。したがって、表7は、たんに所得税制を反映したものに過ぎない面もあるが、この問題はわれわれに与えられたデータから、これ以上明らかにすることはできない。

4. 所得控除の実態

4.1 所得階層別にみた控除による課税所得の浸食

日本の所得税の特徴の一つは、所得からの控除が大きく、課税所得が大きく浸食されていることであると指摘した。その結果、税負担が一部の所得層に偏っていることを示した。ここでは、課税所得が控除によってどの程度浸食されているかを示す。ここでも雇用者と自営業者について検討を進める。

表8は、雇用者について、所得税の控除による課税所得の浸食度を表したものである。ここでは、所得を300万円未満、300万円以上~500万円未満などにわけ、最高所得階層を3000万円以上とした。つぎに、浸食率= (所得-課税所得) / 所得、として、各所得階層別に、0.2の幅で、浸食率が0~0.2、0.2~0.4から0.8~1に属する割合を求めた。

なお、課税所得は、次のようにして求めた。各個人の所得税額はわかっているので、それから1997年度の税率表を使って課税所得を逆算することができる。ここでは、所得とこ

うして求まる課税所得の差を控除額とした。

表はその他、サンプルの頻度、所得階層の分布割合などを示している。そこで、300万円から500万円の所得階層を取って、表の見方を説明する。この所得階層の右側の欄外を見ると、頻度（サンプル数）は6250であり、これは標本総数の28.93%にあたる。さて、この6250人のうち、控除による課税所得の浸食率が0~0.2に属する人は、209人であり、この階層の3.34%にあたる。この数字の上段の0.97%は標本総数21607にしめる割合である。同様に、0.2キザミの各浸食率について、それぞれに属する人々の割合が示されている。そこから明らかなように、300万円から500万円の所得階層では、浸食率が0.4~0.6の範囲に属する人の割合が、37.92%にも達している。また、浸食率0.6~0.8の幅に属する人の割合も、36.24%であり、控除により課税所得が大きく縮小されていることがわかる。

全体としては、表の下の欄外に示されている通り、浸食率が0.8を超える人々の割合は、13.93%であり、浸食率が0.6~0.8および0.4~0.6である人の割合は、それぞれ36.99%と35.68%である。したがって、浸食率が0.4を超える人の割合は、86.6%となっている。

以下、控除による課税所得の浸食について、表8が何を意味しているか考える。まず、上に述べたように、全体でみて浸食率は、きわめて大きい。第2に、所得が上がるにつれて、浸食率のピークは表では、右から左にシフトしていく。これは、所得の低い人のほうが、控除によって課税所得が小さくなっていることを意味する。しかし、第3に指摘すべきことは、1200万円の所得階層までは、浸食率のピークは、0.4~0.6の範囲であり、控除は所得階層の高い人にも税負担を軽減する大きな役割をはたしている。第4に指摘すべきことは、同じ所得階層に属していても、個人によって浸食率にはかなりのバラツキがあることである。これは、ほぼすべての所得階層について言える。これは同一の所得でも、家族の構成やその他特定の控除を利用できるかできないかで、所得税の負担が大きく変わることを意味している。こうした税負担の格差を正当化するほど、控除が適切なものであるかは、さらに注意深い検討を必要としていると思われる。

表9は、自営業者について、所得階層別に課税所得の浸食率を示したものである。やはり、課税所得は大きく浸食されていることがわかる。租税負担を検討した際、雇用者の平均所得はほぼ430万円であり、所得税の平均負担率は6.9%（表2）であるのに対して、自営業者の平均所得はほぼ330万円であり、所得税の平均負担率は11.8%（表3）であった。自営業者の方が平均所得が低いのに、所得税の負担は大きい。

この点を表8と表9を比較して考える。そこで、両者の平均所得の属する300万円から500万円の所得階層における課税所得の浸食率を比較する。この所得階層に属して、浸食率が0.8を超える人の割合は、雇用者では15.22%であるのに対して、自営業者では、20.22%で、自営業者の方が高い。しかし、浸食率が0.6から0.8、および0.4から0.6の範囲では、雇用者の方が大きい。実際、浸食率が0.4以上を取ると、雇用者では89%にも達するのに、自営業者では74%である。この差が、平均で見た時、自営業者の所得が雇用者より小さいのに対して、所得税負担が大きくなって理由であると思われる。

すでに述べたように、ここでは、雇用者は雇用所得を得る一方、事業所得を得ていない人とし、自営業者は、事業所得を得て、雇用所得を得ていない人と厳格な定義を与えている。その結果、自営業者はその所得から給与所得控除を引くことができないため、ここでみてきたように、自営業者の課税所得の浸食率が小さくなり、所得税の負担がより大きくなったと考えることができる。

しかし、だから、平均的にみて自営業者の所得税の負担は大きいというのは誤りであろう。それは、自営業者の所得はすでに事業に関わる諸控除を引いた後の額の申告所得であるので、その捕捉の実態がわからない限り、雇用者と自営業者の税負担自体の比較はできないからである。

4.2 控除のカットによる税収増加効果

このように控除によって課税所得は大きく浸食されている。そこで、控除のカットによって税収がどれほど増えるか推計を行った。「国民生活基礎調査」の「所得・貯蓄票」には、控除のデータはない。そこで、上に述べたように、所得税額から課税所得を計算して、所得と課税所得の差額を控除額として推計した。ここが、個票ではあっても、税務統計ではない「国民生活基礎調査」によって税を扱う限界である。すなわち、われわれの計算によって求めた控除額が何によって構成されているのかは、家族属性をさらに詳細に検討しないとわからない。

さて、われわれの次の課題は、控除額をカットすることによって税収がどれほど増えるかを示すことである。本来ならば、給与所得控除、配偶者・配偶者特別控除、公的年金等控除などの各控除の一定率のカットによる税収増加効果を求めるべきであるが、これまでのわれわれの計算方法では不可能である。そこで、以下では、所得と課税所得との差額として求めた控除額の一定割合をカットすることによる税収効果を求めた。

結果の検討に先立って、所得税制度から、控除の大きさのだいたいの目安をつけておきたい。1997年度に単身者の所得税の課税最低限は、財務省推計によれば、110万円である。このうち、給与所得控除は65万円、基礎控除は38万円であり、残りは、社会保険料控除という計算である。単身者で所得が300万円であれば、給与所得控除は100万円となり、基礎控除との合計額は、138万円である。

夫婦二人の世帯では、課税最低限は、354万円と推計されている。給与所得控除が116万円、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除がそれぞれ38万円、および扶養控除が91万円であり、残りが社会保険料控除である。所得が400万円になると、給与所得控除が、138万となり、社会保険料を除いた非課税所得は、16万円増加する。

したがって、仮に控除額のカット率が20%であれば、300万円の所得の単身雇用者では、27.6万円、400万円の所得の夫婦二人の世帯であれば、74万円控除額がカットされることになる。

結果は、雇用者と自営業者に分けて、表10に示した。雇用者の場合、すべての個人につ

いて控除額を一律 20%カットすると、所得税収は 25.8%増大する。自営業者であれば、所得税の増収効果は、20%である。そこで、このカットによって所得税が全体で 25%増大するとすると、ほぼ 19 兆円であった 1997 年度の所得税収は、4 兆 7500 億円増大する。控除率を一律 40%カットした場合には、所得税収は、雇用者と自営業者でそれぞれ、54.6%と 43.1%増加する。仮に全体で 50%の増収とすれば、所得税収は、9 兆 5000 億円増加する。このように負担の公平のもとに導入されてきた控除は、課税所得を大きく浸食し、その結果きわめて大きな税収のロスを生み出していることがわかる。

5. おわりに

この論文では、個人の所得額、住民税や社会保険料の負担額がわかるおそらくわが国で唯一のデータである「国民生活基礎調査」の「所得・貯蓄票」を使って、税や社会保険料負担の実態の分析を行った。個票の特性を駆使すれば、さまざまな個人や世帯タイプについて分析を行うことができるが、ここでは、雇用者と自営業者を対象として分析を行った。

論文のはじめに、わが国では、所得税の負担の軽減を諸控除で行おうとした結果、所得税の負担が高所得層にしわ寄せされることを指摘した。「国民生活基礎調査」を使った分析は、この問題が現実にとどのように生じているかをまざまざと示している。

雇用者にせよ、自営業者にせよ、ほぼ 800 万円の所得レベルで所得税の負担率は著しく上がる。われわれは、各所得階層の所得割合に対する、税負担の割合の比率を負担の累進性と呼んだが、この比率もまた所得が 800 万円を超えると 1 を超え、累進度が大きく高まる。こうした負担の偏りの背後には、所得控除による課税所得の浸食がある。全般的には、所得階層が低い方が、課税所得の浸食度は大きい。しかし、ここで興味深いのは、雇用者、自営業者ともに、かなり広い所得階層の範囲で大きな控除がなされていることである。これは本文でも指摘したように、この層の負担を下げるためにも、控除が控除を呼んだ結果であると言える。こうした控除を縮小して課税所得を拡大することによって、所得税収は大きく増加する。控除を一律に 50%カットすれば、1997 年度にほぼ 19 兆円であった所得税収は、9 兆円以上増加する。

最後に今後の課題について述べる。この論文は、日本の所得税の問題を明らかにすることを目的とした。論文では、雇用者や自営業者を対象として分析したが、今後の改革を考えると、高齢者（年金生活者）や主婦についても税と社会保険料の負担の実態を調べる必要がある。それによって、社会保険料、公的年金等控除や配偶者・配偶者特別控除のあり方の検討を深めることができる。

そうした税と社会保険料の負担の実態分析に続いて、具体的な改革を考えなければならない。日本の所得税の根本問題が、控除による負担の軽減の結果、負担が偏っていることであれば、問題を正すためには、控除に代わって、給付などによって負担の公平を図る一方、税率はできるだけフラットにする必要がある。このような改革案を具体的に提示して、それによって、現行税制と比べて、一人一人の個人の税負担にどのような変化が生じ

るかを明らかにしていきたい。

表1 1998年度『国民生活基礎調査』の所得と税負担のデータ

(A) 基礎統計

| 変数 | サンプル数 | 平均額 | 標準偏差 | 単位 1,000円 | |
|-------|-------|-------------|-------------|-----------|-----------|
| | | | | 最低額 | 最高額 |
| 所得 | 54642 | 3673.32 | 3969.29 | 10.000000 | 109870.00 |
| 所得税 | 29083 | 296.8991507 | 563.8140374 | 0 | 9980.00 |
| 住民税 | 32247 | 163.8694762 | 366.3770833 | 0 | 9135.00 |
| 社会保険料 | 36417 | 371.8416124 | 292.0467875 | 0 | 7885.00 |

(B) 平均租税および社会保険料負担率

サンプル合計数 54,642
 平均所得税率 4.3%
 平均所得・住民税負担率 6.9%
 平均所得・住民税・社会保険料負担率 13.7%

(C) 所得税収と住民税収の推計

所得税の日本全体の推計額 18兆9628億円
 住民税の日本全体の推計額 11兆6049億円

参考：1997年度の税務統計

所得税合計 19.18兆円
 住民税 9.97兆円

表2 所得階層別に見た税負担—雇用のケース—

所得 1,000 円

(A) 5 分位

| 分位 | サンプル数 | 所得 | 平均負担率 | | | | 限界負担率 | |
|----|-------|------|-------|------------|--------------------|-------|------------|--------------------|
| | | | 所得税 | 所得税 住民税 | 所得税 住民税 社会保険 | 所得税 | 所得税 住民税 | 所得税 住民税 社会保険 |
| 1 | 6257 | 892 | 0.050 | 0.054 | 0.148 | . | . | . |
| 2 | 6257 | 2227 | 0.038 | 0.049 | 0.136 | 0.030 | 0.046 | 0.128 |
| 3 | 6257 | 3577 | 0.042 | 0.057 | 0.142 | 0.048 | 0.070 | 0.154 |
| 4 | 6257 | 5367 | 0.044 | 0.065 | 0.150 | 0.047 | 0.081 | 0.166 |
| 5 | 6257 | 9516 | 0.075 | 0.118 | 0.193 | 0.115 | 0.187 | 0.248 |
| 合計 | 31285 | 4316 | 0.069 | 0.101 | 0.185 | . | . | . |

(B) 10 分位

| 分位 | サンプル数 | 所得 | 平均負担率 | | | | 限界負担率 | |
|----|-------|-------|-------|------------|--------------------|--------|------------|--------------------|
| | | | 所得税 | 所得税 住民税 | 所得税 住民税 社会保険 | 所得税 | 所得税 住民税 | 所得税 住民税 社会保険 |
| 1 | 3128 | 613 | 0.083 | 0.084 | 0.173 | . | . | . |
| 2 | 3128 | 1170 | 0.037 | 0.041 | 0.122 | -0.015 | -0.006 | 0.065 |
| 3 | 3128 | 1897 | 0.036 | 0.046 | 0.134 | 0.036 | 0.055 | 0.153 |
| 4 | 3128 | 2556 | 0.039 | 0.051 | 0.136 | 0.046 | 0.063 | 0.144 |
| 5 | 3128 | 3213 | 0.042 | 0.056 | 0.140 | 0.055 | 0.079 | 0.156 |
| 6 | 3128 | 3940 | 0.042 | 0.058 | 0.144 | 0.042 | 0.063 | 0.161 |
| 7 | 3128 | 4807 | 0.043 | 0.062 | 0.145 | 0.047 | 0.081 | 0.148 |
| 8 | 3128 | 5924 | 0.044 | 0.067 | 0.154 | 0.049 | 0.091 | 0.194 |
| 9 | 3128 | 7455 | 0.051 | 0.082 | 0.167 | 0.079 | 0.139 | 0.214 |
| 10 | 3133 | 11570 | 0.090 | 0.141 | 0.209 | 0.159 | 0.247 | 0.287 |
| 合計 | 31285 | 4316 | 0.069 | 0.101 | 0.185 | . | . | . |

(C) 20分位

| 分位 | サンプル数 | 所得 | 平均負担率 | | | 限界負担率 | | |
|----|-------|-------|-------|------------|--------------------|--------|------------|--------------------|
| | | | 所得税 | 所得税 住民税 | 所得税 住民税 社会保険 | 所得税 | 所得税 住民税 | 所得税 住民税 社会保険 |
| 1 | 1564 | 402 | 0.160 | 0.162 | 0.263 | . | . | . |
| 2 | 1564 | 825 | 0.047 | 0.046 | 0.129 | -0.061 | -0.064 | 0.002 |
| 3 | 1564 | 1011 | 0.040 | 0.040 | 0.116 | 0.007 | 0.012 | 0.057 |
| 4 | 1564 | 1330 | 0.033 | 0.038 | 0.117 | 0.012 | 0.034 | 0.122 |
| 5 | 1564 | 1735 | 0.034 | 0.043 | 0.132 | 0.039 | 0.060 | 0.180 |
| 6 | 1564 | 2060 | 0.038 | 0.049 | 0.135 | 0.058 | 0.078 | 0.151 |
| 7 | 1564 | 2399 | 0.040 | 0.052 | 0.135 | 0.049 | 0.068 | 0.132 |
| 8 | 1564 | 2713 | 0.038 | 0.050 | 0.137 | 0.026 | 0.038 | 0.158 |
| 9 | 1564 | 3031 | 0.042 | 0.056 | 0.135 | 0.078 | 0.108 | 0.113 |
| 10 | 1564 | 3394 | 0.042 | 0.057 | 0.145 | 0.039 | 0.063 | 0.229 |
| 11 | 1564 | 3756 | 0.041 | 0.055 | 0.141 | 0.031 | 0.043 | 0.109 |
| 12 | 1564 | 4123 | 0.043 | 0.060 | 0.147 | 0.066 | 0.106 | 0.201 |
| 13 | 1564 | 4586 | 0.043 | 0.062 | 0.147 | 0.047 | 0.080 | 0.146 |
| 14 | 1564 | 5029 | 0.042 | 0.062 | 0.143 | 0.031 | 0.064 | 0.109 |
| 15 | 1564 | 5614 | 0.043 | 0.065 | 0.154 | 0.047 | 0.087 | 0.242 |
| 16 | 1564 | 6235 | 0.045 | 0.070 | 0.155 | 0.064 | 0.116 | 0.165 |
| 17 | 1564 | 7007 | 0.048 | 0.076 | 0.162 | 0.069 | 0.130 | 0.222 |
| 18 | 1564 | 7903 | 0.054 | 0.087 | 0.170 | 0.105 | 0.168 | 0.235 |
| 19 | 1564 | 9156 | 0.064 | 0.103 | 0.184 | 0.125 | 0.203 | 0.269 |
| 20 | 1569 | 13976 | 0.107 | 0.166 | 0.226 | 0.190 | 0.285 | 0.306 |
| 合計 | 31285 | 4316 | 0.069 | 0.101 | 0.185 | | | |

表3 所得階層別に見た税負担—事業所得者（自営業者）のケース—

所得 1,000 円

(A) 5 分位

| 分位 | サンプル数 | 所得 | 平均負担率 | | | 限界負担率 | | |
|----|-------|------|-------|------------|--------------------|-------|------------|--------------------|
| | | | 所得税 | 所得税 住民税 | 所得税 住民税 社会保険 | 所得税 | 所得税 住民税 | 所得税 住民税 社会保険 |
| 1 | 691 | 494 | 0.047 | 0.058 | 0.323 | . | . | . |
| 2 | 691 | 1180 | 0.045 | 0.039 | 0.173 | 0.044 | 0.025 | 0.066 |
| 3 | 691 | 2003 | 0.042 | 0.048 | 0.163 | 0.037 | 0.062 | 0.148 |
| 4 | 691 | 3423 | 0.044 | 0.060 | 0.151 | 0.048 | 0.077 | 0.135 |
| 5 | 694 | 9491 | 0.091 | 0.138 | 0.181 | 0.118 | 0.183 | 0.199 |
| 合計 | 3458 | 3324 | 0.118 | 0.152 | 0.221 | . | . | . |

(B) 10 分位

| 分位 | サンプル数 | 所得 | 平均負担率 | | | 限界負担率 | | |
|----|-------|-------|-------|------------|--------------------|-------|------------|--------------------|
| | | | 所得税 | 所得税 住民税 | 所得税 住民税 社会保険 | 所得税 | 所得税 住民税 | 所得税 住民税 社会保険 |
| 1 | 345 | 250 | 0.087 | 0.126 | 0.538 | . | . | . |
| 2 | 345 | 736 | 0.032 | 0.037 | 0.239 | 0.004 | -0.008 | 0.084 |
| 3 | 345 | 1049 | 0.039 | 0.034 | 0.169 | 0.056 | 0.026 | 0.007 |
| 4 | 345 | 1309 | 0.047 | 0.040 | 0.174 | 0.080 | 0.066 | 0.191 |
| 5 | 345 | 1744 | 0.037 | 0.041 | 0.165 | 0.005 | 0.045 | 0.138 |
| 6 | 345 | 2255 | 0.043 | 0.051 | 0.157 | 0.064 | 0.083 | 0.132 |
| 7 | 345 | 2987 | 0.043 | 0.057 | 0.161 | 0.042 | 0.077 | 0.172 |
| 8 | 345 | 3841 | 0.045 | 0.061 | 0.143 | 0.051 | 0.074 | 0.081 |
| 9 | 345 | 5257 | 0.056 | 0.086 | 0.160 | 0.087 | 0.154 | 0.205 |
| 10 | 353 | 13572 | 0.104 | 0.158 | 0.192 | 0.134 | 0.204 | 0.213 |
| 合計 | 3458 | 3324 | 0.118 | 0.152 | 0.221 | . | . | . |

(C) 20 分位

| 分位 | サンプル数 | 所得 | 平均負担率 | | | 限界負担率 | | |
|----|-------|-------|-------|------------|--------------------|--------|------------|--------------------|
| | | | 所得税 | 所得税 住民税 | 所得税 住民税 社会保険 | 所得税 | 所得税 住民税 | 所得税 住民税 社会保険 |
| 1 | 172 | 110 | 0.096 | 0.143 | 1.129 | . | . | . |
| 2 | 172 | 389 | 0.066 | 0.099 | 0.358 | 0.055 | 0.082 | 0.055 |
| 3 | 172 | 637 | 0.029 | 0.039 | 0.294 | -0.029 | -0.056 | 0.194 |
| 4 | 172 | 831 | 0.033 | 0.036 | 0.199 | 0.046 | 0.025 | -0.113 |
| 5 | 172 | 971 | 0.029 | 0.029 | 0.168 | 0.005 | -0.008 | -0.013 |
| 6 | 172 | 1123 | 0.042 | 0.036 | 0.167 | 0.127 | 0.076 | 0.159 |
| 7 | 172 | 1211 | 0.039 | 0.022 | 0.162 | -0.003 | -0.147 | 0.100 |
| 8 | 172 | 1400 | 0.046 | 0.046 | 0.175 | 0.094 | 0.197 | 0.254 |
| 9 | 172 | 1603 | 0.036 | 0.041 | 0.161 | -0.034 | 0.006 | 0.066 |
| 10 | 172 | 1872 | 0.036 | 0.041 | 0.168 | 0.037 | 0.042 | 0.213 |
| 11 | 172 | 2078 | 0.042 | 0.052 | 0.163 | 0.091 | 0.151 | 0.118 |
| 12 | 172 | 2413 | 0.044 | 0.050 | 0.149 | 0.056 | 0.040 | 0.061 |
| 13 | 172 | 2819 | 0.046 | 0.057 | 0.166 | 0.056 | 0.097 | 0.266 |
| 14 | 172 | 3123 | 0.040 | 0.057 | 0.159 | -0.007 | 0.054 | 0.090 |
| 15 | 172 | 3587 | 0.042 | 0.055 | 0.143 | 0.052 | 0.042 | 0.036 |
| 16 | 172 | 4051 | 0.046 | 0.065 | 0.140 | 0.076 | 0.148 | 0.122 |
| 17 | 172 | 4749 | 0.053 | 0.077 | 0.152 | 0.098 | 0.144 | 0.219 |
| 18 | 172 | 5664 | 0.056 | 0.091 | 0.164 | 0.069 | 0.162 | 0.227 |
| 19 | 172 | 7656 | 0.073 | 0.113 | 0.170 | 0.120 | 0.175 | 0.185 |
| 20 | 190 | 18589 | 0.118 | 0.175 | 0.200 | 0.150 | 0.218 | 0.221 |
| 合計 | 3458 | 3324 | 0.118 | 0.152 | 0.221 | . | . | . |

表4 雇用者の税と社会保険料負担の累進性—5分位でみたケース—

所得、負担額 1,000 円
所得と税負担シェア %

(A) 所得税

| | サンプル数 | 平均所得 | 平均負担額 | 所得シェア | 税負担シェア | 税負担と所得 シェアの比率 |
|----|--------|-------|-------|-------|--------|------------------|
| 1 | 6,257 | 892 | 45 | 4.1 | 0.9 | 0.21 |
| 2 | 6,257 | 2,227 | 85 | 10.3 | 5.9 | 0.57 |
| 3 | 6,257 | 3,577 | 151 | 16.6 | 11.4 | 0.69 |
| 4 | 6,257 | 5,367 | 235 | 24.9 | 19.3 | 0.78 |
| 5 | 6,257 | 9,516 | 710 | 44.1 | 62.5 | 1.42 |
| 合計 | 31,285 | 4,316 | 298 | 100.0 | 100.0 | 1.00 |

(B) 所得税と住民税

| | サンプル数 | 平均所得 | 平均負担額 | 所得シェア | 税負担シェア | 税負担と所得シ ェアの比率 |
|----|--------|-------|-------|-------|--------|------------------|
| 1 | 6,257 | 892 | 49 | 4.1 | 0.8 | 0.20 |
| 2 | 6,257 | 2,227 | 110 | 10.3 | 5.4 | 0.52 |
| 3 | 6,257 | 3,577 | 205 | 16.6 | 10.7 | 0.64 |
| 4 | 6,257 | 5,367 | 350 | 24.9 | 19.1 | 0.77 |
| 5 | 6,257 | 9,516 | 1,124 | 44.1 | 64.0 | 1.45 |
| 合計 | 31,285 | 4,316 | 435 | 100.0 | 100.0 | 1.00 |

(C) 所得税、住民税と社会保険料

| | サンプル数 | 平均所得 | 平均負担額 | 所得シェア | 税負担シェア | 税負担と所得 シェアの比率 |
|----|--------|-------|-------|-------|--------|------------------|
| 1 | 6,257 | 892 | 132 | 4.1 | 1.7 | 0.42 |
| 2 | 6,257 | 2,227 | 302 | 10.3 | 8.2 | 0.79 |
| 3 | 6,257 | 3,577 | 509 | 16.6 | 14.1 | 0.85 |
| 4 | 6,257 | 5,367 | 807 | 24.9 | 22.8 | 0.92 |
| 5 | 6,257 | 9,516 | 1,834 | 44.1 | 53.2 | 1.21 |
| 合計 | 31,285 | 4,316 | 800 | 100.0 | 100.0 | 1.00 |

表5 雇用者の税と社会保険料負担の累進性—10分位でみたケース—

所得、負担額 1,000円
所得と税負担シェア %

(A) 所得税

| | サンプル数 | 平均所得 | 平均負担額 | 所得シェア | 税負担シェア | 税負担と所得 シェアの比率 |
|----|--------|--------|-------|-------|--------|------------------|
| 1 | 3,128 | 613 | 51 | 1.4 | 0.2 | 0.14 |
| 2 | 3,128 | 1,170 | 43 | 2.7 | 0.7 | 0.25 |
| 3 | 3,128 | 1,897 | 69 | 4.4 | 2.3 | 0.53 |
| 4 | 3,128 | 2,556 | 99 | 5.9 | 3.6 | 0.61 |
| 5 | 3,128 | 3,213 | 135 | 7.4 | 5.0 | 0.67 |
| 6 | 3,128 | 3,940 | 165 | 9.1 | 6.4 | 0.70 |
| 7 | 3,128 | 4,807 | 206 | 11.1 | 8.2 | 0.74 |
| 8 | 3,128 | 5,924 | 261 | 13.7 | 11.0 | 0.80 |
| 9 | 3,128 | 7,455 | 382 | 17.3 | 16.7 | 0.97 |
| 10 | 3,133 | 11,570 | 1,036 | 26.8 | 45.8 | 1.70 |
| 合計 | 31,285 | 4,316 | 298 | 100.0 | 100.0 | 1.00 |

(B) 所得税と住民税

| | サンプル数 | 平均所得 | 平均負担額 | 所得シェア | 税負担シェア | 税負担と所得 シェアの比率 |
|----|--------|--------|-------|-------|--------|------------------|
| 1 | 3,128 | 613 | 51 | 1.4 | 0.2 | 0.13 |
| 2 | 3,128 | 1,170 | 48 | 2.7 | 0.6 | 0.24 |
| 3 | 3,128 | 1,897 | 88 | 4.4 | 2.1 | 0.48 |
| 4 | 3,128 | 2,556 | 130 | 5.9 | 3.3 | 0.56 |
| 5 | 3,128 | 3,213 | 181 | 7.4 | 4.7 | 0.63 |
| 6 | 3,128 | 3,940 | 228 | 9.1 | 6.0 | 0.66 |
| 7 | 3,128 | 4,807 | 298 | 11.1 | 8.0 | 0.72 |
| 8 | 3,128 | 5,924 | 400 | 13.7 | 11.1 | 0.81 |
| 9 | 3,128 | 7,455 | 612 | 17.3 | 17.3 | 1.00 |
| 10 | 3,133 | 11,570 | 1,629 | 26.8 | 46.7 | 1.74 |
| 合計 | 31,285 | 4,316 | 435 | 100.0 | 100.0 | 1.00 |

(C) 所得税、住民税と社会保険料

| | サンプル数 | 平均所得 | 平均負担額 | 所得シェア | 税負担シェア | 税負担と所得 シェアの比率 |
|----|--------|--------|-------|-------|--------|------------------|
| 1 | 3,128 | 613 | 106 | 1.4 | 0.4 | 0.28 |
| 2 | 3,128 | 1,170 | 142 | 2.7 | 1.3 | 0.49 |
| 3 | 3,128 | 1,897 | 254 | 4.4 | 3.4 | 0.77 |
| 4 | 3,128 | 2,556 | 348 | 5.9 | 4.8 | 0.81 |
| 5 | 3,128 | 3,213 | 451 | 7.4 | 6.2 | 0.83 |
| 6 | 3,128 | 3,940 | 568 | 9.1 | 7.9 | 0.87 |
| 7 | 3,128 | 4,807 | 697 | 11.1 | 9.8 | 0.88 |
| 8 | 3,128 | 5,924 | 914 | 13.7 | 13.0 | 0.95 |
| 9 | 3,128 | 7,455 | 1,242 | 17.3 | 17.9 | 1.04 |
| 10 | 3,133 | 11,570 | 2,422 | 26.8 | 35.3 | 1.31 |
| 合計 | 31,285 | 4,316 | 800 | 100.0 | 100.0 | 1.00 |

表6 雇用者の税と社会保険料負担の累進性—20分位でみたケース—

所得、負担額 1,000 円
 所得と税負担シェア %

(A) 所得税

| | サンプル数 | 平均所得 | 平均負担額 | 所得シェア | 税負担シェア | 税負担と所得 シェアの比率 |
|----|--------|--------|-------|-------|--------|------------------|
| 1 | 1,564 | 402 | 64 | 0.5 | 0.1 | 0.26 |
| 2 | 1,564 | 825 | 39 | 1.0 | 0.1 | 0.08 |
| 3 | 1,564 | 1,011 | 40 | 1.2 | 0.2 | 0.14 |
| 4 | 1,564 | 1,330 | 44 | 1.5 | 0.5 | 0.34 |
| 5 | 1,564 | 1,735 | 60 | 2.0 | 1.0 | 0.49 |
| 6 | 1,564 | 2,060 | 78 | 2.4 | 1.3 | 0.55 |
| 7 | 1,564 | 2,399 | 95 | 2.8 | 1.7 | 0.60 |
| 8 | 1,564 | 2,713 | 103 | 3.1 | 1.9 | 0.61 |
| 9 | 1,564 | 3,031 | 128 | 3.5 | 2.3 | 0.65 |
| 10 | 1,564 | 3,394 | 142 | 3.9 | 2.7 | 0.68 |
| 11 | 1,564 | 3,756 | 153 | 4.4 | 3.0 | 0.68 |
| 12 | 1,564 | 4,123 | 178 | 4.8 | 3.4 | 0.72 |
| 13 | 1,564 | 4,586 | 199 | 5.3 | 4.0 | 0.76 |
| 14 | 1,564 | 5,029 | 213 | 5.8 | 4.2 | 0.73 |
| 15 | 1,564 | 5,614 | 241 | 6.5 | 5.1 | 0.78 |
| 16 | 1,564 | 6,235 | 281 | 7.2 | 6.0 | 0.83 |
| 17 | 1,564 | 7,007 | 334 | 8.1 | 7.3 | 0.89 |
| 18 | 1,564 | 7,903 | 428 | 9.2 | 9.5 | 1.04 |
| 19 | 1,564 | 9,156 | 584 | 10.6 | 13.0 | 1.23 |
| 20 | 1,569 | 13,976 | 1,498 | 16.2 | 32.7 | 2.01 |
| 合計 | 31,285 | 4,316 | 298 | 100.0 | 100.0 | 1.00 |